

日刊 告白  
大龍問題行政訴訟判決書全文

大龍發電所問題の行政裁判判決文左の如く。

原 告 裁判宣告書  
右 代 表 者 平町長 伏見 兼衛  
被 告 福島縣知事 伊藤 喜八郎  
右訴訟代理人 地方技師 新井 九郎  
右訴訟代理人 同 岩田 宙造  
地方法務官 里見 富次  
参 加 人 小田炭礦株式會社  
右 代 表 者 取締役 小田 根 駿  
右訴訟代理人 辯護士 楠清  
右訴訟代理人 同 中澤 喜一  
右當事者間の水利使用に關する許可取消の訴審判決すること左の如し。  
▼主 文 原告の請求相立たず  
訴訟費用は原告の負擔とす  
▼事 實 (省略)

福島縣知事伊藤喜八郎、小田炭礦株式會社、新井九郎、岩田宙造、中澤喜一が原告の請求相立たず、訴訟費用は原告の負擔とす。

原告の請求を了承する。被告は本件許可の當時現在せる水路に引入れつゝある必要よりして、参加人が好間川より水し得る水量は毎秒時七拾立方尺を超ゆることを要する。其の取水口と放水口との間に止まるものと解すべく、從つて右の許可は如何なる渴水期に於ても参加人に毎秒時最少水量三十五立方尺を引用するを得せしむるものにあらず又上野原江筋の必要水量を十個と限定したるものにあらず故に原告は其の主張する如く好間川の流水引用の水利権を有するとしてあるもの所要水量の言渡を與へられたるは實に遺憾の極である。抑も本訴訟の問題を重ねること五回判決の結果原告の請求相立たず、同長は語る。

「大龍發電所行政訴訟は口頭審判決理由書を手にして伏見町長は語る。」  
今日までの總費用三千六百圓

右判決理由書を手にして伏見町長は語る。同阿部文二郎、永井忠一郎、深田竹治郎、評定官關口健一郎、裁判長行政裁判評定官清水澄同。

香坂知事は合理的に解決する意志を有するも平町の訴權を失却せざる方法として法定期内に行政訴訟提起を可とすこの注意によりたるものにて眞に本町の將來を憂へたる結果である又本事件の爲めに争議や變災にたなびいた磐城炭を得ないとしても陣容立て直しに因りて、原告所要水質の悪化することの認びべき證據結果好間川の流量は減少するに不感せしむべき事由の可によりて當然害せらるゝことは無難く参加人が本件許可の範圍内に於て引水するのも之に因りて斯くなる時は平土第三八〇一號には「大正十一年十一月五日附申請好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行件左記條件を附

原告が取消を求むる大正十三年四月二十六日附福島縣指令に於て引水するの如し。訴訟費用は原告の負擔とす。

▼理 由 原告が取消を求むる大正十三年四月二十六日附福島縣指令によれば、福島縣知事伊藤喜八郎は、小田炭礦株式會社が自家用電氣發生の目的を以て許可を受けたる發電工事計劃は最初平町水道取入口の上流に放水するの計劃ならしを其後平町水道取入口の下流に放水するこに於て斯くなる時は平土第三八〇一號には「大正十一年十一月五日附申請好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行件左記條件を附

原告が取消を求むる大正十三年四月二十六日附福島縣指令によれば、福島縣知事伊藤喜八郎は、小田炭礦株式會社が自家用電氣發生の目的を以て許可を受けたる發電工事計劃は最初平町水道取入口の上流に放水するの計劃ならしを其後平町水道取入口の下流に放水するこに於て斯くなる時は平土第三八〇一號には「大正十一年十一月五日附申請好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行件左記條件を附

原告が取消を求むる大正十三年四月二十六日附福島縣指令によれば、福島縣知事伊藤喜八郎は、小田炭礦株式會社が自家用電氣發生の目的を以て許可を受けたる發電工事計劃は最初平町水道取入口の上流に放水するの計劃ならしを其後平町水道取入口の下流に放水するこに於て斯くなる時は平土第三八〇一號には「大正十一年十一月五日附申請好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行件左記條件を附

原告が取消を求むる大正十三年四月二十六日附福島縣指令によれば、福島縣知事伊藤喜八郎は、小田炭礦株式會社が自家用電氣發生の目的を以て許可を受けたる發電工事計劃は最初平町水道取入口の上流に放水するの計劃ならしを其後平町水道取入口の下流に放水するこに於て斯くなる時は平土第三八〇一號には「大正十一年十一月五日附申請好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行件左記條件を附

**▲植田下水工事** 植田  
町下水道の排水は極めて悪しく衛生上不完全なため過般町會を開き町の中央南西に通じて新たに下水道を造る事と共に從來の下水改修を計画し工費として三千圓を支出本年内に着工する事になつた。

**平信用組合の日掛貯金**  
平信用組合とは貸付の際など極めて厳密なる調査を遂げて之を行つて來たのであつたが打續く財界不振のため其回収も完全を得ざる事情があるからと義務精神の普及を開發せしむる目的で日掛返済を行はしむる事が至つたので組合員の窮状を察し規則的に還済せしむるものであると、既に借入金の返済を完了したのであるが此結果は極めて良好で既に借入金の返済を完了しがある。

**狂犬病について**  
土屋技手談  
昨日から一週間は全國一齊に行はるゝ狂犬病豫防デーで平町でも野犬撲殺を行つてゐるが狂犬病について平署土屋技手は語る「狂犬病が本縣に發生したのは明治三十九年である。犬族固有の傳染病で狂犬の咬傷により傷されると狂犬病にかかり死亡する。狂犬病の症狀は陽性と陰性とあり、陽性的前區期は半日乃至二日間位で平素の態度が一變し怒、不安の状態となり冷たい食物を欲し石、木、草等は自分の糞をなめる。又便秘してハキ氣を催す。刺戟期に入ると狂躁状態となり鐵鎖を噛断し戸外に出て人畜を間はず咬傷する事帶が麻痺して家人の見分さへつかなくなる、麻痺期に入る死亡する。陰性は陽性のものに比べ喫狂の程度が少ないのである。狂犬に咬傷されれば十人死亡する。陰性は陽性のものに死んでしまう。狂犬は萬一咬傷されたら醫師に乞ふて十八日間連續して注射を受ける事の外醫療の途がない」

**印刷物は加納活版所**  
印刷のため夫々努力中であるが、吉田寅之輔、吉村安次郎兩議員は事務調查のため三日午前好問村役場其他各方面を調査する事になつた。

**斯界に誇る獨占映畫刀下の白痴** 全六卷  
大日活超特作名篇特別番外  
原作主演砂田駒子脚色フランク德永監督田坂具隆復讐東洋のカルメン  
吾等は吾等の世界に於て最も奇譲前後十三卷全部上映  
時代劇の歴史は虎川時代の中葉紀州家の藩士不敵なる魂と立派な腕を持つて世を諸謳に過ぐす鬼頭重良

**ス界に誇る獨占映畫刀下の白痴** 全六卷  
大日活超特作名篇特別番外  
原作主演砂田駒子脚色フランク德永監督田坂具隆復讐東洋のカルメン  
吾等は吾等の世界に於て最も奇譲前後十三卷全部上映  
時代劇の歴史は虎川時代の中葉紀州家の藩士不敵なる魂と立派な腕を持つて世を諸謳に過ぐす鬼頭重良

**斯界に誇る獨占映畫刀下の白痴** 全六卷  
大日活超特作名篇特別番外  
原作主演砂田駒子脚色フランク德永監督田坂具隆復讐東洋のカルメン  
吾等は吾等の世界に於て最も奇譲前後十三卷全部上映  
時代劇の歴史は虎川時代の中葉紀州家の藩士不敵なる魂と立派な腕を持つて世を諸謳に過ぐす鬼頭重良